

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針について

1 これまでの経過

「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成 28 年 3 月施行）」第 7 条に基づき、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針（平成 29 年 3 月）」（以下「基本指針」）を策定しました。

本基本指針では、「近江の地場産品の需要の拡大」「近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化」「社会経済情勢に対応した新たな取組および多様な分野における事業展開の推進」「担い手となる人材確保・育成・資質の向上および優れた技術等の継承の推進」の 4 つの基本的な方向を定め、その期間は平成 29 年度から令和 3 年度までとしており、今年度が次期指針の見直し時期となります。これまでの施策の実施状況と実態調査の結果を踏まえて内容の見直しを行います。

平成 28 年 3 月	「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」の施行
平成 29 年 3 月	「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針」の策定（～令和 3 年度）

2 策定に向けたスケジュール

令和 3 年 7 月～10 月	市場動向調査の実施
令和 3 年 9 月	近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会※（以下、協議会と表記する）（基本指針について）
令和 3 年 11 月	厚生・産業常任委員会（基本指針骨子案について）
令和 3 年 11 月	協議会（基本指針（原案）について）
令和 3 年 12 月	厚生・産業常任委員会（基本指針（原案）について）
令和 3 年 12 月	県民政策コメント（1 か月間）
令和 4 年 2 月	協議会（基本指針（案）について）
令和 4 年 3 月	厚生・産業常任委員会（基本指針（案）について）
令和 4 年 3 月	基本指針策定・公表